

## 協働ルール検討会議【第3回部会】 議事録

と き 平成13年5月11日(金) 10時~12時20分  
ところ 大和市役所分庁舎第2会議室  
参加者 委員6名  
内海部会長 市村委員 小林委員 平塚委員 林克之委員 渡邊委員  
事務局:赤堀チーフ 井東

### 議事要旨

#### 1. 全体の流れ

まず、部会報酬に関して事務局から報告があり、部会開催方法について話し合いが行われた後、広義・狭義の協働についての議論がありました。

今回の検討テーマは、『テーマ : 各主体の責務と役割』『テーマ : 各主体がまちづくりを行う際の必要要素』ですが、テーマ について、ポストイットを使って他都市の7条例の比較作業を行い、議論の素材づくりを行いました。

別紙【テーマ に関する関連条例の比較について】参照

#### 2. 決定・確認事項

部会については、報酬の支払いは行わず、前半と後半の2回に分けて、参加した委員に、資料代として図書券(前・後半各3000円)を配ることとする。

第5回部会からは、2回の部会を1日にまとめて開催する。

協働の範囲については、参加・自治を含めた広義の協働についての議論を行いつつも、狭義の協働に絞り込みを行っていく。

今回の作業内容をまとめた、別紙【テーマ に関する関連条例の比較について】は、次回第4回部会の検討素材とする。

日程について: 第5、6回部会 6/28(木)13:30-17:00

以下、議事内容 進行は内海部会長

開会:10時

事務局から(事務手続きと報酬について)

・事務局から

\* 部会開催通知文書の内容の誤りに関することと、第3回検討会議の報酬支払いの遅れについておわび

\* 部会については、報酬の支払いができないため、前半と後半の2回に分けて、参加いただいた委員に、資料代として図書券(前・後半各3000円)をお配りする形でご理解をいただきたい。

\* 会議スケジュールが過密になるため、第5回部会からは、2回の部会(自由な意見交換と意見集約)会を、1日で続けて行う方法を提案したい。

・委員：協働ルールのなかで、報酬の話もきちんとすべきである。ボランティア=無報酬という考えはおかしい。ボランティアもお金はかかる。参加を促していくためにも、市全般にわたって、ボランティアに対する報酬をきちんと支払っていくべきである。

・部会長：参加しやすさという点から、1日に2回の部会をまとめて開催する案に賛成。2H 2H、1.5H - 2.5H など、テーマや進行の具合にあわせて、時間は調整すればよい。

・委員：1日で2回開催して、文章等をまとめきれぬか心配。

・部会長：逆に2回の部会の間をあけると、議論がとぎれてしまう心配もある。長時間まとめてじっくり議論した方がいいのではないか。都合の悪い委員は、半分参加するだけでもいい。

・委員：2回の部会の間をあけて、自分の考えをまとめる時間がほしい気持ちもあるが、参加しやすさも考えて、1日のなかで時間調整しながら2回の部会を行う方法でいいと思う。

・委員：部会1回当りが2時間というのは、中途半端な時間。そういう意味では、まとめて長時間やった方が実のある議論ができる。

・委員：メーリングリスト等で意見交換をしたり、事務局へ意見を寄せたりしながら、会議の場では脱線しないように、議論を煮詰めていけば良い。

・委員：メーリングリストで自分の考えをきちんとまとめて発言するには、それなりの基礎が必要。かなり勉強しないときちんとした発言ができない。

・委員：いろんな立場や考えの人がいるのが市民会議の良い点。専門的な意見を言う人、一般的な意見を言う人など、いろんな発言があって良い。専門的な意見の応酬だけでは市民会議の意味がない。

・部会長：第5回部会からは、2回の部会を1日にまとめて開催する方法をとりたい。時間配分等は柔軟に行っていきたい。この点については、第4回検討会議で報告するが、

その前に今日参加していない委員に対しては、事務局からきちんと伝えてほしい。

- ・事務局：きちんとお伝えする。

### 広義・狭義の協働について

- ・部会長：今日のテーマに入る前に、広義の協働と狭義の協働、という議論がメーリングリストで展開されているので、その点を少し考えてみたい。
- ・委員：協働ルールの範囲に関連して、今後限られた時間のなかで条例づくりを進めていくためには、協働についてどこまで議論するのがはっきりさせる必要があると思い、メーリングリストで発言した。自治基本条例、パートナーシップ条例など広義の協働についても幅広く議論はするが、今回の条例は、NPO と行政との協働に関するものとし、広義の協働に関するルール化は次につなげていく提案をする、という整理が必要だと考える。
- ・委員：特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づいて、学習していくこともひとつの方法ではないか。参考文献としては「『NPO 法コメンタール 特定非営利活動促進法の逐条解説』（堀田力・雨宮孝子編）が良い。議論の広がりに対する抑制剤にもなる。
- ・委員：狭義の協働を整理する上では良い方法だと思うが、広義と狭義の協働という話であれば、市民参加・自治の内容が必要。
- ・委員：NPO 法の総則から順にやっていけば、委員間の共通のたたき台となる。
- ・事務局：事務局で1冊購入するので、必要部分をコピーして各委員に参考資料としてお配りする。
- ・部会長：既にある条例やルールなど、他の自治体のファクターを整理することも有効。
- ・委員：三鷹市のパートナーシップ協定の関係者に来てもらって話を聴いたらどうか。
- ・委員：協働の意味を自分なりに考えてみた。地域を良くするための公共的な活動を基本とし、そのための主体間の協力体制を考えていけば良いのではないかと。市民参加を誘導するような要素を入れ込むと混乱する。
- ・委員：北海道のまちづくりのアドバイザーを経験したが、権力を持っている人など一部の人たちの意見がまかり通ってきたという実態がある。大和市も北部と南部ではちがいがああり、落としどころが難しいという気がする。
- ・部会長：いろいろな範囲で大きく議論しつつ、絞り込みを行うということで、今日のところはまとめておきたい。

### テーマ 各主体の責務と役割 各主体がまちづくりを行う際の必要要素

議論の素材づくりとして、他都市の関連条例の比較作業を行いました。各委員が分担して7つの条例を分析し、責務、役割、必要要素についてポストイットに書き込みを行い、そのポストイットを分類してまとめました。

作業内容は、別紙【テーマ に関する関連条例の比較について】参照  
なお、比較作業を行った条例は次のとおりです。

- ・犬山市市民活動支援に関する条例
- ・横須賀市市民協働推進条例
- ・ニセコ町まちづくり基本条例
- ・岡山市協働のまちづくり条例
- ・横浜市市民活動推進条例
- ・箕面市非営利公益市民活動促進条例
- ・仙台市市民公益活動の促進に関する条例

## その他

### ・日程の確認

第5、6回部会      6/28（木）13:30 - 17:00（予定）

第4回部会：5/17（木）10:00 - 12:00

第4回検討会議：5/24（木）14:00 - 16:00

第5、6回部会：6/28（木）13:30 - 17:00

第5回検討会議：7/5（木）14:00 - 16:00

閉会：12時20分

（記録者：市民活動課 井東）